

報 道 資 料

令和5年6月27日（火）

【本件問い合わせ先】

香芝市役所健康部国保医療課

担当 吉田（よしだ）

電話 0745-79-7528

令和5年6月定例会の議案書（議第35号）の提供について

標記の件について、本日付けで本案が議決されましたので、一部不開示としていた部分を開示し、改めて別紙のとおり送付いたします。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

1 事件名

診療報酬不正請求返還金等請求事件

2 訴えの相手方

大阪市都島区都島南通二丁目8番9号

医療法人桜希会（旧名称 医療法人気象会）

理事長 石田 勲

3 訴えの趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条第3項に基づく不正利得返還金及び加算金の請求を求める。

4 訴えの原因

相手方は、平成19年11月から平成21年8月にかけて、保険医療機関であった東朋香芝病院（その後指定取消し）において、国民健康保険法に基づく療養の給付に関する費用等を請求するに当たり、施設基準に係る虚偽の届出をすること等により、本来得られなかったはずの診療報酬を本市から不正に受給した。市は、同法第65条第3項に基づき当該不正利得の返還金として6,835,261円及び同項に基づく当該返還金の40パーセントに

相当する加算金として2,734,104円を請求する納入通知書を送付したものの何らの対応もしないため、債権管理として法的手続が必要と判断した。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。
- (2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。
- (3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

6 管轄裁判所

大阪地方裁判所